さいたま市介護サービス相談員派遣事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、さいたま市介護サービス相談員派遣事業実施要綱（平成１８年１０月１８日決裁。以下「要綱」という。）第７条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

（介護サービス相談員の選任）

第２条　介護サービス相談員の選任は、「市民生委員児童委員協議会」、「市老人クラブ連合会」、「市自治会連合会」及び「認知症の人と家族の会」等からの推薦又は公募により選任する。

（２）介護サービス相談員は、国の委託を受けた介護相談・地域づくり連絡会が実施する「介護サービス相談員養成研修」を受けるものとする。

（事業内容）

第３条　介護サービス相談員の事業所等の訪問の頻度は、概ね月１～２回となっているが、１回あたりの訪問活動は３～４時間程度とする。

２　介護サービス相談員活動報告書による報告は、訪問活動を行った翌月１０日までに行わなければならない。

（事業者の登録）

第４条　介護サービス相談員の派遣を希望する事業所は、介護サービス相談員受入れ事業所として登録するため、介護サービス相談員受入れ承諾書を市に提出しなければならない。

（事故発生時の補償）

第５条　介護サービス相談員は活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入させ、その費用は市が負担する。

附　則

この要領は、平成１９年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月２０日から施行する。

（別記）介護サービス相談員研修における標準的な研修カリキュラム

内容	時間数
研修目的と要件	0.5 時間
介護サービス相談員の意義と役割 ・介護サービス相談員派遣等事業の目的 ・介護保険と介護サービス相談員	2 時間
介護保険制度 ・介護保険の思想とシステム ・介護保険制度の機能と介護サービス相談員活動 ・介護保険制度の理解	4 時間
施設サービス・居宅サービスの理解 ・介護保険3施設、老人福祉施設の種類と性格 ・施設の居住環境とケアの質 ・個室・ユニットケアの理解 ・訪問介護等の居宅サービスの内容 ・自立支援のためのケアプランの理解	3.5 時間
利用者の権利擁護と身体拘束廃止、虐待防止への対応 ・権利擁護の理解 ・成年後見制度の理解 ・身体拘束の対象となる行為 ・身体拘束廃止の取組 ・高齢者虐待防止法の定義と理解	4.5 時間
高齢者の理解、認知症の正しい理解 ・高齢者の身体的・精神的特性 ・高齢になると現れる変化 ・認知症の基礎知識 ・認知症の人との向き合い方	3 時間
コミュニケーション技法と実技演習	2 時間
介護サービス相談員活動の実際 ・相談活動における記録と報告のあり方 ・相談記録票、活動報告書の作成（グループワーク） ・活動報告の伝え方とポイント（ロールプレイ演習）	6 時間
介護保険サービスを提供する施設等への訪問実習（2 ヶ所以上）	7 時間
地域ケア体制のヒアリング ・市町村の介護保険事業計画のヒアリング ・介護保険と介護サービス相談員	2 時間
訪問実習の活動発表と検討、相談活動におけるポイント	5 時間
合計	40 時間